

答 申 第 6 9 号
(諮 問 第 6 9 号)

平成 3 1 年 1 月 1 8 日

鎌倉市長 松 尾 崇 様

鎌倉市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

平成 30 年 7 月 9 日付け鎌総第 1090 号で諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

行政文書一部公開決定処分に対する審査請求について

1 審査会の結論

平成 28 年 8 月 25 日付けで審査請求人が行政文書公開請求した「白紙請求書を使用した事務を不適切事務処理調査部会が実際に調査した状況の書面（白紙請求書使用事務担当者一覧、上記一覧を作成するにあたりヒアリング内容を記録した文書）」に対して実施機関鎌倉市長が平成 29 年 12 月 22 日付けで行った行政文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の主張の要旨

(1) 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、次のような経緯で行われた。

ア 行政文書公開請求書の提出

審査請求人は、平成 28 年 8 月 25 日付けで鎌倉市情報公開条例（平成 13 年 9 月 28 日条例第 4 号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関鎌倉市長（以下「実施機関」という。）に対し、「白紙請求書を使用した事務を不適切事務処理調査部会が実際に調査した状況の書面（白紙請求書使用事務担当者一覧、上記一覧を作成するにあたりヒアリング内容を記録した文書）」に係る行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

イ 本件処分について

実施機関は、平成 28 年 10 月 21 日付け鎌倉市指令財第 3 号で行政文書一部公開決定（以下「当初処分」という。）を行った。当初処分に対し、審査請求人は平成 28 年 11 月 21 日付けで審査請求を行った。その結果審査庁は、平成 29 年 11 月 21 日付け審査会答申第 55 号に従い、平成 29 年 12 月 12 日付け鎌倉市指令契第 7 号の裁決書で条例の解釈適用を誤ったものとして当初処分を取り消した。

そのため、実施機関は当初処分から適用条文を変更した上で、平成 29 年 12 月 22 日付け鎌倉市指令財第 2 号で、本件請求に対して改めて行政文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

ウ 審査請求書の提出

審査請求人は、本件処分に対し、平成 30 年 5 月 15 日付けで

審査請求を行った。

(2) 審査請求の趣旨

審査請求に係る処分を取り消すとの裁決を求める。

(3) 審査請求の理由要旨

審査請求人が平成 30 年 5 月 15 日に提出した審査請求書及び同年 6 月 11 日に提出した反論書における主張を総合すると、審査請求の理由は、大要次のとおりである。

なお、審査請求人は審査会における口頭意見陳述を申し出なかったため、審査請求人の口頭意見陳述は実施していない。

ア 実施機関は、公開しない部分の理由について、記載してある職員氏名を公表することになれば、行政措置処分を受けた職員が特定され、その結果、想定されたもの以上の制裁を課すことになるとし、人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれがあるとするが、この理由は条例第 6 条第 4 号エにはあてはまらない。

イ 平成 29 年 11 月 21 日付け審査会答申第 55 号に基づく、平成 29 年 12 月 12 日付けの裁決書では、条例第 6 条第 4 号エに該当すると考えられる、としているが、該当するとは断言していない。

3 実施機関の行政文書一部公開決定理由説明要旨

平成 30 年 6 月 4 日付けで提出された弁明書及び同年 11 月 5 日実施の実施機関の口頭による決定理由説明を総合すると、実施機関が行政文書一部公開決定処分とした根拠は、大要次のとおりである。

- (1) 本件対象文書は、不適切な事務処理に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）において、白紙請求書を使用した事務に関わった職員に対して行った聴取り調査の結果をまとめたものである。当該文書に記載されている職員氏名を公開した場合、行政措置処分を受けた職員が特定され、その結果、想定されたもの以上の制裁を課すことになる。鎌倉市懲戒処分公表基準（平成 14 年 12 月 1 日施行）では、懲戒処分を受けた者のうち、社会的影響が極めて大きいと判断される事案に至った場合に限り氏名を公表としていることから、公平な人事管理ができなくなるおそれがある。
- (2) 職員氏名を公開することになれば、今後同様の調査を行う場合に、対象の職員が他の職員と示し合わせて、真実と異なる供述を

行うなど、円滑な人事管理を行うことができなくなるおそれがある。

4 審査会の判断

当審査会は、審査請求人の審査請求書及び反論書並びに実施機関からの弁明書及び決定理由説明聴取の結果に基づき、次のように判断した。

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、調査委員会が白紙請求書を使用した事務にかかわった職員に対して行った調査の結果をまとめた担当者一覧表と、各課及び各職員に行った聴取に関するヒアリングシートである。

そこで、本件対象文書について、条例第6条第4号エに該当するとして職員氏名を非公開とした実施機関の主張について、以下、検討する。

(2) 条例第6条第4号エ該当性について

ア 条例第6条第4号は、「実施機関又は国の機関、(中略)が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」を非公開情報とし、「次に掲げるおそれ」としてアからオまでの5つを挙げており、エとして「人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ」を定めている。

ここで、人事管理には懲戒処分に関する事務も含まれており、本件の内部調査は、懲戒処分に関わる文書であることから、人事管理に係る事務に該当する。

イ 今回の調査では、定型的な帳票を使用した調査であるため、その内容を公開したとしても、公正かつ円滑な人事管理に影響があるとまではいえない。しかし、職員氏名を公開することにより、聴取を受ける職員を萎縮させ、自らが非難等に晒されたくないとの心境から、調査に対して真実とは異なる供述を行うなど、円滑な人事管理に係る事務を行うことに支障を及ぼすおそれがある。よって、条例第6条第4号エに該当するとして職員氏名を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

以上により「1 審査会の結論」のとおり判断する。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

(別紙)

処 理 経 過

年 月 日	内 容
2 8 / 8 / 2 5	行政文書公開請求書が提出される
1 0 / 2 1	行政文書一部公開決定
1 1 / 2 1	審査請求書が提出される（処分庁：財政課 審査 庁：契約検査課）
2 9 / 1 1 / 2 1	答申（答申第 5 5 号）
1 2 / 1 2	裁決
1 2 / 2 2	行政文書一部公開決定
3 0 / 5 / 1 5	審査請求書が提出される（処分庁：財政課 審査 庁：総務課）
6 / 4	処分庁が弁明書を提出
6 / 1 1	審査請求人が審査庁に反論書を提出
1 1 / 5	第 101 回 審査会で審議 （実施機関からの口頭による決定理由説明）
1 2 / 3	第 102 回 審査会で審議
3 1 / 1 / 7	第 103 回 審査会で審議
1 / 1 8	答申（答申第 6 9 号）